

# 研究基盤センター施設利用の基本方針

平成31年1月22日

鳥取大学研究推進機構研究基盤センター会議承認

(趣旨)

第1条 この基本方針は、研究推進機構研究基盤センター（以下「センター」という。）の施設の利用に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この基本方針の対象となる施設の利用とは、施設（別表に掲げるものをいう。）の利用、センターにおいて管理及び運用する機器、設備等（以下「共用機器」という。）の利用及びセンターの職員へ測定・解析等を依頼することをいう。

(利用目的)

第3条 施設の利用は、教育、研究、産学連携、地域貢献等の活動を目的としてすることができる。

(利用の資格)

第4条 施設の利用が可能な者は、次の各号に掲げる者で、第5条の利用者登録をした者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 鳥取大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の大学院生、学部学生及び研究生
- (3) 共同研究契約に基づき研究に従事する民間等の共同研究員
- (4) 鳥取大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則第10条第4号にもとづき利用を許可されたベンチャー企業
- (5) センター長が必要と認めた者

(利用責任者)

第5条 施設の利用にあたっては、利用者を管理し、当該利用者の施設の利用に関する責任を負う者（以下「利用責任者」という。）を置く。

2 利用責任者となることができる者は、本学の教職員に限るものとする。

(利用責任者の責務)

第6条 前条第1項に定める利用責任者は、第4条に定める利用者のうち共用機器を利用する者に対し、次に掲げる事項を守るよう指導する。

- (1) 共用機器の利用に際し、必要な教育を受けること。
- (2) 共用機器の保全に努めること。
- (3) センター長及び研究基盤センター共用機器に関する細則第3条に定める、管理責任者及び管理担当者の指示に従うこと。

(利用者登録)

第7条 第4条各号に定める者から施設の利用の希望があった場合は、その利用に関して利用責任者となる者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を得ることにより、利用者登録を行う。

2 前項の申請は、随時受け付ける。

3 利用者登録の有効期限は、利用者登録を行った年度の末日とし、更新する場合は、センターが発行する更新確認票により、更新手続を行う。

4 登録した利用者情報に変更が生じた場合、利用責任者は、速やかに届け出を行う。

(その他手続)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしようとするときは、別に定めるそれぞれ必要な手続を行う。

(1) 共用機器の利用

(2) 遺伝子組換え実験

(3) 放射線管理区域への立入り

(4) 施設への共用機器以外の実験機器の持込み（利用の都度持ち帰るものは除く。）

(5) 施設への危険物等の持込み

2 利用者は、前条及び前項に定めるもののほか、センター職員から指示があったときは、必要な手続を行う。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、センターが共同利用施設であることを理解し、センター長及びセンター職員の指示に従う。

2 利用者は、この基本方針のほか、本学の諸規則等に従わなければならない。

(承認の取消し)

第10条 センター長は、利用者が前条の義務に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を与えるおそれがある場合は、第7条の承認を取り消すことができる。

(利用の報告)

第11条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、施設の利用に係る事項について報告を求めることができる。

(経費の負担)

第12条 施設の利用に関する経費（第7条に定める利用者登録に係る利用者登録料を含む。）は、利用者の負担とする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、その一部又は全部を免除することができる。

2 前項の利用者の負担金額は、別に定める。

3 本学の財源による負担金の支払は、原則として1ヶ月毎に予算振替によって行う。

4 前号の支払については、振替時期、財源の用途等を考慮して、負担金の計上が不適切な財源を使用してはならない。

5 本学の財源以外による支払に関しては、別に定める。

(損害の賠償)

第13条 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターに損害を与えた場合は、その損害の一部又は全部の賠償を求めることができる。

(雑則)

第14条 この基本方針の改廃は、研究推進機構研究基盤センター会議（以下「センター会議」という。）の議を経て行う。

2 この基本方針に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は、センター会議で別に定める。

附 則

この基本方針は、令和2年1月1日から施行する。

別表

キャンパス	施設名称	連絡先
鳥取キャンパス	ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー棟	機器運用・研究支援部門
	鳥取地区放射線施設	アイソトープ管理部門
米子キャンパス	研究支援棟A（米子地区放射線施設）	アイソトープ管理部門
	研究支援棟B（遺伝子実験施設）	機器運用・研究支援部門